Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

いのちとくらしをまもる 防 災 減 災 令 和 3 年 5 月 7 日 国土交通省中部地方整備局 庄 内 川 河 川 事 務 所

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う 河川敷利用の自粛のお願いについて

土岐川・庄内川の河川空間は、皆様が自由に利用できる空間として、ご利用していただいております。しかし、愛知県が新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「まん延防止等重点措置」の実施区域となり、岐阜県においても県独自の「非常事態宣言」を発令しております。さらに本日、岐阜県より河川敷等でのバーベキューの自粛について、さらなる対策が発表されたところです。

庄内川河川事務所においても、河川敷の利用自粛をさらに強く求めるため、人が集まっての利用が予想される河川敷への進入路等への進入防止措置・看板設置等を実施しております。

また、進入防止措置が施されていない箇所についても、引き続き感染拡大のおそれがあるご利用は控えていただきますようお願いします。

新型コロナウイルス

河川敷の利用自粛を!!

Avoid recreation at the riverbed to prevent COVID-19 infection

河川空間の利用において、人と人との接触機会を 削減するため、不要不急の利用を控えて頂くよう、 お願い致します。

国土交通省 庄内川河川事務所

問合せ先:国土交通省 庄内川河川事務所(名古屋市北区福徳町5-52)

T E L:052-914-6711(代表)

副 所 長 竹原 雅文 管理課長 行方 敏剛